

2015年6月22日

番号	資料名	項目	質問内容	回答
1	仕様書5	これまでの貴市での検討状況と内容について	本業務の実施に際し、参考・前提となるこれまでの貴市における本件の検討状況並びに検討内容について、差し支えない範囲で教唆ください。	<p>(検討状況) 平成27年2月に庁内関係部署による西宮中央運動公園整備計画検討会を設置し、第1回検討会では、本整備に関する課題共有を行いました。</p> <p>(検討内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地 ・体育館の機能 ・駐車場の規模・配置 ・公園の機能及び形状 ・財源の確保 ・交通動線の整理 ・体育館での選挙事務 など <p>現在の中央運動公園内の運動施設面積は、都市公園法に基づく運動施設面積の上限を超えており、既存不適格の施設となっています。また、観覧席を建設するならば、特別用途地区設定が必要となり、整備にあたり都市計画法や建築基準法の手続きを要します。</p> <p>体育館の施設機能としては、トップスポーツの試合が行えるメインアリーナ、市民が気軽にスポーツを行えるサブアリーナなどを想定しています。</p> <p>また、大社地区の避難所となっているため、新体育館が完成するまで、地域防災拠点として現体育館が利用可能である必要があります。</p> <p>様々な課題が見受けられ、多様な視点から検討が求められています。</p>
2	仕様書5	今後のスケジュールについて	本業務終了後に想定されている整備スケジュールなどがあれば教唆ください。	<p>整備手法により工期が異なりますので、あくまでも現時点での、おおまかな想定としましては、平成28年度以降に、基本構想のパブリックコメントの実施や公共事業評価委員会の開催などの手続きを経た後、事業手法を決定します。まず、PFI手法で実施の場合、基本計画・PFI実施方針を策定後、PFIの事業者を選定します。その後、基本設計及び実施設計を作成の上、新体育館を建築工事し、オープンします。新陸上競技場については、新体育館の完成後に建築工事を開始し、オープンと想定しています。なお、従来手法で行う場合は、PFIの事業者選定期間が短縮されます。ただし、用途地域変更などの手続に係る期間や、施設の規模、着工順序によって期間が異なるなど不確定要素も多く、さらに、市の財政状況も勘案の上、事業を進めていく必要があるため、平成28年度以降の整備スケジュールについては、今回の基本構想で一定の整理を行いたいと考えています。</p>
3	実施要綱10(2)⑧	再委託について	業務の一部を再委託することは可能でしょうか？	<p>契約にあたり使用する業務委託契約書には「第4条 乙は、委託業務の処理を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。」とあります。主たる業務を再委託することは禁止ですが、主たる業務に付随する軽微な作業に関しては構いません。「様式第3号」の担当者、組織図にその旨を記載してください。</p>